

和泉市税第2080号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）第6条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、公示送達に係る書類は、和泉市役所（税務室 納税担当）において保管し、送達を受けるべき者から、その書類の請求があれば、いつでも交付する。

令和8年9月14日

和泉市長 辻 宏康



1. 送達を受けるべき者

別紙のとおり

2. 送達する書類

督促状（税科目・年度・期別は別紙のとおり）

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示をはじめた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

別紙 公示送達を受けるべき者

市税督促状

連番	処分理由名称	氏名漢字	科目名称	調定年度	年度分	期別漢字
1	公示送達（督促状）	中野 登志子 他4名	固定資産税・都市計画税	2025	2025	2期
2	公示送達（督促状）	中野 登志子 他4名	固定資産税・都市計画税	2025	2025	3期
3	公示送達（督促状）	中野 登志子 他4名	固定資産税・都市計画税	2025	2025	4期
4	公示送達（督促状）	岡本 湖稟	固定資産税・都市計画税	2026	2026	1期
5	公示送達（督促状）	境野 紀美子	固定資産税・都市計画税	2026	2026	1期
6	公示送達（督促状）	王 慶元	固定資産税・都市計画税	2026	2026	1期
7	公示送達（督促状）	中野 登志子 他4名	固定資産税・都市計画税	2026	2026	1期
8	公示送達（督促状）	新保 久雄	固定資産税・都市計画税	2026	2026	2期
9	公示送達（督促状）	朝倉 次郎	固定資産税・都市計画税	2026	2026	2期
10	公示送達（督促状）	岡本 湖稟	固定資産税・都市計画税	2026	2026	2期
11	公示送達（督促状）	岡井 真廣	固定資産税・都市計画税	2026	2026	2期
12	公示送達（督促状）	境野 紀美子	固定資産税・都市計画税	2026	2026	2期
13	公示送達（督促状）	王 慶元	固定資産税・都市計画税	2026	2026	2期
14	公示送達（督促状）	中野 登志子 他4名	固定資産税・都市計画税	2026	2026	2期